

No.	収載情報名称	概 要	一 覧 表示
I. 収載情報			
1	製造・輸入量—化審法監視化学物質届出結果 〔収載時点:平成13～15年度結果〕	化審法に基づき公表された監視化学物質の製造量及び輸入量の合計値です。	なし
2	製造・輸入量—経済産業省実態調査結果 〔収載時点:2003.7.1(H13年度実績確報)〕	経済産業省が原則3年に一度実施している「化学物質の製造・輸入量に関する実態調査」の結果です。化審法における既存化学物質及び化審法第4条第3項の規定に基づき公示された新規化学物質を対象とし、製造(出荷)及び輸入数量の年間実績等について調査が実施されています。	なし
3	PRTR—排出量 〔収載時点:2004.3.29(H14年度結果)〕	化学物質排出把握管理促進法のPRTR制度により事業者から届出された対象化学物質の排出量及び移動量等については、国が集計を行い公表しています。	なし
4	環境省環境調査結果 〔収載時点:～平成13年度結果〕	環境省が実施している化学物質環境汚染実態調査の結果です。この調査は、全国に調査地点を設定し、水質、底質、魚類、大気等を対象として行われており、その結果は「化学物質と環境」(環境省環境保健部環境安全課編)により毎年公表されています。	なし
II. 国内法規制情報			
5	化審法既存化学物質 〔データ件数:約19,000物質〕 〔収載時点:化審法制定時〕	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)は、難分解性の性状を有し、かつ人の健康を損なうおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、1973年に制定された法律です。既存化学物質とは、化審法の公布の際、現に業として製造又は輸入されていた化学物質であり、法附則第2条第4項の規定により通商産業大臣により名称及び官報公示整理番号が公示された化学物質(既存化学物質名簿(1974年3月通商産業省告示第83号))に記載されている化学物質)です。	なし
6	化審法特定化学物質 〔データ件数:13物質(第1種特定化学物質)〕 23物質(第2種特定化学物質) 〔収載時点:2002.9.4〕	第1種特定化学物質は、難分解性であり高蓄積性を有し、かつ、長期毒性を有するおそれのある物質として法施行令により定められ、製造・輸入の許可制、使用の制限等の措置が課せられています。第2種特定化学物質は、蓄積性は有さないが、難分解性であり長期毒性を有するおそれのある物質として同施行令により定められ、製造及び輸入予定数量並びに実績数量の届出、容器等に環境汚染を防止するための措置等が課せられています。	あり
7	化審法監視・指定化学物質 〔データ件数:18物質(第1種監視化学物質)〕 41物質(第2種監視化学物質) 0物質(第3種監視化学物質) 765物質(指定化学物質) 〔収載時点:2004.9.22〕	第1種監視化学物質とは、既存化学物質のうち、蓄積性の観点から第1種特定化学物質に該当する疑いのあるものと判定され、化審法第2条第9項の規定に基づき公示された物質です。第2種監視化学物質及び指定化学物質とは、人への毒性の観点から第2種特定化学物質に該当する疑いのあるものと判定され、第2種監視化学物質においては化審法第2条第9項、指定化学物質においては旧化審法第2条第4項の規定に基づき公示された物質です。第3種監視化学物質とは、環境影響の観点から第1種特定化学物質又は第2種特定化学物質に該当する疑いのあるものと判定され、化審法第2条第10項の規定に基づき公示された物質です。製造又は輸入数量及びその他定められた事項の届出の義務が課せられます。各監視化学物質及び指定化学物質は、製造又は輸入数量及びその他定められた事項の届出の義務が課せられます。	あり
8	化審法白物質 〔データ件数:約5,500物質〕 〔収載時点:2003.11.5〕	化審法施行後に我が国で新たに製造又は輸入される化学物質として届け出られたもののうち、1987年3月31日までに届け出られたものに関しては現行化審法の第1種特定化学物質に該当しないものと、1987年4月1日以降に届け出られたものに関しては、現行化審法の第1種特定化学物質に該当せず、指定化学物質にも該当しないものと判定され、化審法第4条第3項に基づき公示されたものです。(一般的に白物質と呼ばれています。)	なし
9	化審法既存化学物質安全性(分解性・濃縮性)点検結果 〔データ件数:約1,300物質〕 〔収載時点:2003.10.14〕	既存化学物質の安全性点検のうち、経済産業省では、分解性・濃縮性の点検を行っています。本システムでは、安全性点検が実施されたもののうち、経済産業省(旧通産省)で公表された化学物質の情報を公開しています。さらに詳しい情報については、「既存化学物質安全性点検データ」で確認することができます。	あり
10	化審法既存化学物質安全性(毒性)点検 〔データ件数:235物質〕 〔収載時点:2004.6.30〕	厚生労働省は国内の既存化学物質点検事業の一環として、国立医薬品食品衛生研究所を中心として毒性試験を実施し、化学物質の安全性点検を進めており、「化学物質毒性試験報告書」(～2004年[Vol.1～vol.11]化学物質点検推進連絡協議会発行)として公表しています。	あり
11	化学物質排出把握管理促進法 〔データ件数:435物質〕 〔収載時点:2001.3.29〕	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化学物質排出把握管理促進法)は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、1999年に制定された法律です。第1種指定化学物質(354物質)を扱う事業者には、排出量等の届出(PRTR)及びこの物質(含有する製品)を譲渡又は提供する場合に性状及び取扱等に関する情報(化学物質安全データシート:MSDS)の提供が義務化されています。第2種指定化学物質(81物質)を扱う事業者には、この物質(含有する製品)を譲渡又は提供する場合にMSDSの提供が義務化されています。	あり
12	毒物及び劇物取締法 〔データ件数:約100物質(毒物)〕 約350物質(劇物) 約20物質(特定毒物) 〔収載時点:2004.3.17〕	毒物及び劇物取締法及び毒物及び劇物指定令により、毒物、劇物及び特定毒物が定められています。いずれも人や動物が飲んだり、吸い込んだり、皮膚や粘膜に付着した際に、生理的機能に危害を与えるもので、その程度の激しいものを毒物、その程度が比較的軽いものを劇物とし、毒物のうち特に作用が激しいものであって、その使用法によっては人に対する危害の可能性の高いものが特定毒物とされています。これらは、製造・輸入・販売等の規制が課せられています。また、毒物劇物営業者は、毒物若しくは劇物を販売し、又は譲与するときには、性状及び取扱等に関する情報(MSDS)の提供が義務付けられています。	あり
13	労働安全衛生法(製造禁止・製造許可等) 〔データ件数:17物質〕 〔収載時点:2003.10.16〕	労働安全衛生法は、労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進することを目的としています。法第55条の規定により、製造、輸入、譲渡、提供又は使用が禁止されている物質、また、法第56条第1項の規定により、製造前に厚生労働大臣の許可を得ることが義務付けられている物質が定められています。	あり
14	労働安全衛生法(MSDSの義務) 〔データ件数:約640物質〕 〔収載時点:2000.3.24〕	労働安全衛生法第57条第2項の規定により、譲渡又は提供する場合に化学物質安全データシート(MSDS)を交付することが義務付けられている物質で、労働安全衛生法施行令第17条別表第3第1号及び同第18条の2別表第9で定められています。	あり
15	労働安全衛生法(変異原性点検) 〔データ件数:約400物質〕 〔収載時点:2004.8.27〕	厚生労働省は既存化学物質の変異原性試験(変異原性試験及び染色体異常試験)を行っています。変異原性試験及び染色体異常試験の結果を総合的に評価した結果、強度の変異原性があると判断された場合には、厚生労働省の通達「変異原性が認められた化学物質の取扱いについて」により、その物質名称が公表されます。また試験結果は「既存化学物質 変異原性試験データ集」(社)日本化学物質安全・情報センター編により公開されています。	あり
16	化学兵器禁止法 〔データ件数:約60分類〕 〔収載時点:1995.5.1〕	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(化学兵器禁止法)は、「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」(1997年発効)で定められた締結国の義務を履行するために、1995年に制定されました。この法律では、化学兵器の製造等の禁止、製造・使用の規制、国際査察の受入等が定められています。	あり
17	オゾン層保護法 〔データ件数:90物質〕 〔収載時点:2002.9.4〕	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)は、「オゾン層の保護のためのウィーン条約」(1985年採択)及び「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」(1987年採択)で定められた締結国の義務を履行するため、1988年に制定されました。オゾン層を破壊する物質(特定物質)についての製造・輸入に関する規制等が定められています。	あり
18	大気汚染防止法 〔データ件数:約280物質〕 〔収載時点:1997.1.24〕	大気汚染防止法は、大気環境を保全するために1968年に制定されました。工場等から排出される大気汚染物質について、排出施設の種類や規模によって、物質の種類ごとに排出基準が定められています。法律、大気汚染防止法施行令及び中央環境審議会答申(平成8年)により、ばい煙、有害物質、自動車排出ガス、特定物質、指定物質及び有害大気汚染物質が定められています。	あり
19	水質汚濁防止法 〔データ件数:26物質、収載時点:2001.6.13〕	水質汚濁防止法は、公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を目的に1970年に制定されました。工場等から公共用水域に排出される排水について、排出基準や水質汚染状況を示す項目等が定められています。	あり
III. 各国・国際的な規制等情報			
20	欧州商業用既存化学物質名簿(EINECS) 〔データ件数:100,196物質〕 〔収載時点:1981〕	「既存化学物質のリスクの評価及び管理に関する理事会指令」(93/793/EEC、1993年採択)により、1971年から1981年の間EU域内で流通(上市)していた100,195物質をリスト化したもので、このリストに掲載されている物質はEU域内における「既存化学物質」と定義されました。それ以降に上市された物質は新規化学物質と呼ばれます。個々の物質にEINECS番号、IUPAC名称及びCAS番号が付与されています。	なし
21	米国有害物質規制法(TSCA)/既存化学物質名簿 〔データ件数:約65,000物質〕 〔収載時点:2004.5〕	TSCA(Toxic Substances Control Act;有害物質規制法)に基づき、米国EPAは、米国内で製造(輸入)又は加工されている化学物質のリストを作成しています。このリストに掲載されていない化学物質は「新規化学物質」とみなされ、製造前届出(PMNI;Pre Manufacture Notice)規制の対象となります。このリストは、半年ごとに更新が行われています。	なし
22	OECD/高生産量化学物質(HPV chemicals)点検計画 〔データ件数:5,235物質〕 〔収載時点:2000〕	HPV(High Production Volume) chemicalsとは、OECD加盟国において、1か国でも年間の製造量が1,000トンを超える場合、その物質を高生産量物質としてHPV点検事業の候補名簿に掲載しているものであり、最新の名簿は2000年にリストアップされています。これらの物質のハザードデータ・暴露データを収集し、初期評価を行うプログラムがOECD加盟各国により実施されています。	あり

No.	収載情報名称	概 要	一覧表示
23	ICCA/高生産量化学物質 (HPV chemicals) 点検計画 [データ件数: 1,325物質] [収載時点: 2003.8]	ICCA(International Council of Chemical Association; 国際化学工業協会協議会)は、ICCA Initiativeと称し、1998年より企業主導の高生産量化学物質点検計画に着手しています。2004年末までに約1,000物質の初期評価を行うことを目標としており、これらの情報はOECDのSIDSプログラムへも報告されています。対象物質は、main list(北米、欧州又は日本のうち、2つ以上の地域が関心を示した HPV chemicals)と、Annex A(1地域のみ)のHPV chemicals、国際機関等で既に優先化学物質にあげられている、既にOECDのSIDSプログラムにおいて最終段階まで進んでいる、あるいはEUの既存化学物質プログラム優先リストの対象物質から構成されています。	あり
24	POPs(ストックホルム条約) [データ件数: 14分類] [収載時点: 2001.5]	POPs(Persistent Organic Pollutants; 残留性有機汚染物質)とは、難分解性、高蓄積性、長距離移動性及び毒性を持つ化学物質です。このような化学物質について、国際的な枠組みで対策に取り組むために、2001年5月に「POPs条約(=Stockholm Convention on Persistent Organic Pollutants; 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)」が採択され、2004年5月17日に発効しました。この条約は対象物質の製造・使用の禁止、排出の削減等により地球環境汚染を防止することを目指しています。	あり
IV. 各国有害性評価情報			
25	化学物質有害性評価書/化学物質安全性(ハザード)評価シート [データ件数: 39物質(評価書) 294物質(評価シート)] [収載時点: 2003.3]	化学物質有害性評価書は、NEDOからの委託費により、平成13年度から(財)化学物質評価研究機構が主体となって文献調査等による化学物質安全性情報を基に原案を作成し、化学物質審議会安全対策部会安全評価管理小委員会の審議を経て公表された化学物質の評価文書です。 化学物質安全性(ハザード)評価シートは、経済産業省の委託により、平成8年度から平成13年度まで(財)化学物質評価研究機構が主体となって文献調査等による化学物質安全性情報を基に原案を作成し、化学物質審議会安全対策部会安全評価管理小委員会の審議を経て公表された化学物質の評価文書です。	あり
26	ATSDR(米国有害物質・疾病登録局) Toxicological Profile [データ件数: 約230物質] [収載時点: 2004.9.1]	ATSDR(Agency for Toxic Substances and Disease Registry; 米国有害物質・疾病登録局)は、有害廃棄物や環境に排出される有害化学物質から国民を保護するための法律において、健康に関係するセクションを担うために1980年に米国議会によって設立されました。米国スーパーファンド法の下、有害化学物質による健康影響に関する知識基盤を拡充すること等を目的として、Toxicological Profile(毒性プロファイル)を作成しています。EPAが行った調査の結果、有害化学物質により付近で生活又は働いている人々に対して危害を及ぼすおそれがあるため、浄化の必要性があると判断された地域のリストをNPL(National Priorities List; 国家優先リスト)地域と言い、NPL地域において頻繁に確認される有害化学物質のランク付けを行い、対象物質としています。	あり
27	BUA(ドイツ化学会諮問委員会)リスク評価書 [データ件数: 245巻] [収載時点: 2004.10.6]	BUA(Beratergremium für umweltrelevante Altstoffe)は、既存化学物質に関するGDCh(Gesellschaft Deutscher Chemiker; ドイツ化学会諮問委員会)として1982年に設立されました。EUのHPV chemicals点検計画を補う国家プロジェクトとして、年間の製造量が100~1,000tの化学物質を対象としたリスク評価が実施されています。	あり
28	CEPA-PSAP(カナダ優先化学物質評価計画)リスク評価書 [データ件数: 約70物質] [収載時点: 2003.8.20]	CEPA(Canadian Environmental Protection Act; カナダ環境保護法)では、人の健康や環境に重篤な危険をもたらす物質であり優先的にリスク評価を行う物質としてPSL(Priority Substances List)が作成されています。これに基づき、EC(Environment Canada; カナダ環境省)及びHC(Health Canada; カナダ保健省)により、PSAP(Priority Substances Assessment Program; 優先化学物質評価計画)が実行されています。PSL1(1989年公表、44物質)の環境及び人健康に関する評価が1994年までに完了し、評価書が公表されています。その後、PSL2(1995公表、25物質)の評価が実施されています。	あり
29	CICADS(国際簡潔評価文書) [データ件数: 56巻] [収載時点: 2004.9.13]	CICADS(Concise International Chemical Assessment Documents; 国際簡潔評価文書)は、IPCS(International Program on Chemical Safety; 国際化学物質安全性計画)により作成、出版されている化学物質のリスク評価文書です。各国(地域)や国際機関で作成された評価文書又は EHCを基に、リスク評価のために重要な情報が集約されています。	あり
30	EHC(環境保健クライテリア) [データ件数: 約230巻、収載時点: 2004.7.1]	EHC(Environmental Health Criteria; 環境保健クライテリア)は、IPCSにより作成、出版されている評価文書であり、広範囲な化学物質及び化学物質群についての基礎的科学的リスク評価情報を提供しています。	あり
31	EU(欧州連合)リスク評価書 [データ件数: 50物質] [収載時点: 2004.9.28]	EUでは、「既存化学物質のリスクの評価及び管理に関する理事会指令」(93/793/EEC、1993年採択)に基づき、1990年から1994年までに年間1000t以上製造又は輸入された化学物質(HPV chemicals)及び、10~1000tの間で製造輸入された化学物質のうち優先度の高い化学物質について、委員会指令(94/1488/EC)及びTGD(Technical Guidance Documents)に基づき、リスク評価を実施しています。	あり
32	ICSC [データ件数: 約1,400物質] [収載時点: 2003.11]	ICSC(International Chemical Safety Cards)は、IPCSにより作成された化学物質の安全性のカードです。化学物質の暴露による危害の発生を防止するために、実際に化学物質を取り扱う現場の作業員、管理者等を対象に化学物質についてわかりやすい用語で簡潔に記載されています。	なし
33	IRIS(米国環境保護庁統合リスク情報システム) [データ件数: 約540物質] [収載時点: 2004.8.5]	IRIS(Integrated Risk Information System)は、米国EPAにより、化学物質のリスク評価やリスク管理に利用することを目的として作成されている化学物質のデータベースシステムで、インターネット上で一般公開されています。化学物質によるヒトへの健康影響に関する情報が、個々の化学物質毎に収集、評価されています。また、物質によっては、さらに詳細な毒性評価書が作成されています。	あり
V. 物理化学性状			
34	物理化学性状 [データ件数: 約3,600物質] [収載時点: 2004.7.1]	物質の沸点、融点、対水溶解度、蒸気圧、分配係数、密度、比重及び蒸気密度のデータを表示しています。	なし
VI. 環境毒性			
35	環境省生態毒性試験結果 [データ件数: 323物質] [収載時点: 2001年度]	環境省は、化学物質が生態系に及ぼすリスクを評価する目的で、生態毒性に関する試験(藻類生長阻害試験、ミジンコ急性遊泳阻害試験、ミジンコ繁殖阻害試験、魚類急性毒性試験及び魚類延長毒性試験)を実施し、その結果を公表しています。	あり
VII. 健康毒性			
36	日本産業衛生学会作業環境許容濃度勧告及び発がん性評価 [データ件数: 約200物質、収載時点: 2003年度]	日本産業衛生学会は、労働者の健康障害の予防を目的として、作業環境における化学物質や物理的環境要因の許容基準の勧告を行うとともにIARC(International Agency for Research on Cancer)のデータをもとに発がん性の検討・評価を行い、産業衛生学会雑誌の「許容濃度等の勧告」において情報を公開しています。	あり
37	ACGIH(米国産業衛生専門家会議)作業環境許容濃度勧告及び発がん性評価 [データ件数: 約700物質] [収載時点: 2003年]	ACGIH(American Conference of Governmental Industrial Hygienists; 米国産業衛生専門家会議)は、職業上及び環境上の健康について、管理及び技術的な側面から取り組んでいる専門家組織であり、毎年、作業環境における化学物質や物理的環境要因の許容基準の勧告及び発がん性の評価・分類を行い、「TLVs and BEIs(Threshold Limit Values for Chemical Substances and Physical Agents and Biological Exposure Indices)」として公表しています。	あり
38	EU(欧州連合)発がん性評価 [データ件数: 約1,000物質] [収載時点: 第28次適応化指令]	EUは、「危険な物質の分類、包装、表示に関する法律、規制、行政規定の近似化に係る理事会指令67/548/EEC」の第7次修正理事会指令において、危険な物質を分類し評価しています。適応化指令として発がん性分類の情報を公開しています。	なし
39	米国EPA(環境保護庁)発がん性評価 [データ件数: 約250物質、収載時点: 2003.10.5]	米国EPAは、1988年に示されたGuidelines for Carcinogen Risk Assessmentに基づいて発がん性評価を行い、その結果をIRISのサイト等で公表しています。	あり
40	IARC(国際がん研究機関)発がん性評価 [データ件数: 約900物質] [収載時点: vol. 1-83]	IARC(International Agency for Research on Cancer; 国際がん研究機関)は、WHO(世界保健機関)により設立された機関であり、国際的なヒトのがんの原因に関する研究及び今後の研究の方向性の提示を行うとともに、がんを科学的に制御するための方策を研究しています。「List of IARC Evaluations」において化学物質のList of all agents, mixtures and exposures evaluated to date の発がん分類の情報を公開しています。	あり
41	米国NTP(国家毒性計画)発がん性評価 [データ件数: 約250物質] [収載時点: 第10次報告書]	米国NTP(National Toxicology Program; 国家毒性計画)は、毒性分野における科学的基盤の強化と毒性試験計画の調整のために組織されたもので、NIEHS(国立環境衛生科学研究所)、NIOSH(国立労働安全衛生研究所)、NCTR(国立毒性研究センター)などの米国の国立研究機関が役割を分担しています。その1つの業務として、発がん性化学物質の報告書を公表しています。	あり
42	内分泌かく乱作用に関する試験結果/経済産業省内分泌かく乱作用検討小委員会による有害性評価書 [データ件数: 962物質(有害性評価書15物質)] [収載時点: 2004.7.1]	経済産業省では、化学物質審議会審査部会・管理部会内分泌かく乱作用検討小委員会を中心に、「内分泌かく乱作用を有すると疑われる」として指摘された化学物質の有害性評価とともに、内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質の選別・評価に必要な試験法の開発及びそのデータの取得を行っています。	あり
43	NITE安全性試験 [データ件数: 30物質] [収載時点: 2004.10.18]	NITE安全性試験は、厚生労働省の化学物質毒性試験報告又は環境省の生態影響事業等において実施されていない物質を対象として、NITEが独自に実施した毒性試験です。試験結果はNITEが設立したハザードデータ評価委員会の審議を経たのちに公表しています。	あり

※「一覧表示」項目が「あり」のリストについては、対象物質の一覧表示が可能です。